

●公営住宅

県営住宅や一部の市町村住宅では、母子・父子世帯や子育て世帯等の方について、優先入居制度を設けています。

問 市町村営住宅→市町村役場（鳥取市、倉吉市、米子市は県住宅供給公社）
県営住宅 →県住宅供給公社 電話：0857-27-7333

●住宅セーフティネット

住まいにお困りの方が入居できる住宅の情報を提供しています。

また、居住支援協議会や居住支援法人により住まい探しや入居後の生活を支援しています。



セーフティネット
情報提供システム

●母子父子寡婦福祉資金転宅資金

住居移転に伴う住居の賃借に際し必要な資金を貸し付けます。（条件によっては無利子の場合あり）

問 各市町村（三朝町は中部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当、大山町は西部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当）

●母子生活支援施設

18歳未満（特別な事情がある場合は満20歳まで）の子どもの養育をしている母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です。さまざまな事情で入所されたお母さんと子どもに対し、心身と生活を安定させるための相談・援助を進めながら自立を支援しています。（県内5か所）

問 各市町村（三朝町は中部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当、大山町は西部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当）



母子生活支援施設

母子生活支援施設では入居するひとり親家庭の自立に向けた生活全般にわたる支援（生活相談、子育て相談、精神的ケア、就労等自立支援等）だけでなく、ひとり親家庭の方であれば利用できる学習支援や、子ども食堂事業、食材配布、子育てサロンなど、施設によって様々な活動を行っています。